

本会、理事会、評議員会、各委員会などの経費支給規則

1. 被支給者：理事会、評議員会、各委員会ならびにその作業部会の構成員、および出席が議事・任務に不可欠であると理事長あるいは委員長が認めた者。さらに、各委員会が管轄する本学会主催行事に携わる者。
2. 交通費（国内）
原則として標準的な公共交通機関の実費を支給する。
航空機はエコノミークラスに限定する。
鉄道は特急指定席料金のみ認め、グリーン車料金は認めない。
タクシーは公共交通機関が存在しないか、著しく不便な移動の場合にのみ認める。
3. 宿泊費（国内）
遠方からの出席のため宿泊が不可欠と判断された場合にのみ支給する。
国家公務員旅費規定、ならびに国立病院機構旅費規程に準拠し、特定地域*では 1 泊 18,000 円、その他の地域では 1 泊 13,000 円を支給する。
特定地域*：札幌市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
4. 本学会（本会以外の学会を含む）の開催に伴う行事の場合には、上記のいずれの費用も支給の対象とならない。
ただし、被支給者の専門領域外である学会・研究会の開催に伴う場合にはこの限りではない。
5. 飲食を伴う会議費、懇親会費は必要と認められた場合にのみ、上限 3000 円まで支給可とする。
懇親会費については、財務委員会において適切と判断された場合にのみ支給される。
6. 原則として申請書に領収書の添付を要するが、鉄道料金など領収書発行が困難な場合には、被支給者が作成した計算書を提出することで換えることができる。
7. 支給の可否は、以上の規則をもとに財務委員会委員長が決定する。

附則

本細則は令和 7 年 12 月 12 日から施行する。